住所　名古屋市東区東大曽根町28番17号
　李一秀　昭和45年５月10日生
　小塚知枝　昭和43年10月３日生
　李竣　平成13年６月29日生
住所　広島県東広島市高屋町高屋東4281番地28
　金在寿　昭和30年２月４日生
　李源子　昭和31年10月25日生
住所　東京都大田区田園調布本町39番16号
　金英男　昭和60年10月16日生
住所　広島市西区南観音６丁目１番６―802号
　金愛美　昭和62年12月26日生
住所　福岡県筑紫野市紫２丁目14番30―306号
　全昭雄　昭和22年６月30日生
住所　長野市大字稲葉1981番地６
　朴周也　昭和44年８月７日生
住所　福岡市中央区荒戸１丁目５番５―507号
　金夏子　昭和57年５月７日生
住所　福岡市早良区飯倉６丁目35番18―202号
　辺弘子　昭和43年７月９日生
住所　京都市右京区西京極中溝町９番地10
　金真吾　昭和59年４月15日生
住所　京都市右京区西京極南庄境町８番地19
　金美帆　昭和57年２月１日生
住所　滋賀県草津市西大路町５番２号
　洪誠基　昭和60年１月18日生
住所　奈良県生駒郡平群町北信貴ケ丘２丁目10番７号
　タケフ・ユカリ　昭和32年７月23日生
　李恵実　平成２年４月３日生
　李實紗　平成５年９月16日生
住所　東京都町田市木曽西４丁目１番４号
　黄雅婷　昭和61年10月21日生
住所　大阪市平野区加美東１丁目２番43号
　李規弘　平成５年２月４日生
住所　大阪府和泉市はつが野１丁目９番６号
　張元一　昭和29年12月24日生
　李淑子　昭和33年12月28日生
住所　大阪府東大阪市中小阪２丁目２番３号
　李麻美　昭和50年４月15日生
　安沙羅　平成25年５月９日生
住所　大阪府枚方市香里ケ丘５丁目６番地
　楊成俊　昭和41年４月５日生
住所　大阪市平野区加美北１丁目25番28号
　金榮子　昭和26年２月３日生
住所　大阪市生野区巽西１丁目１番18―1306号
　姜美咲　平成２年７月22日生
住所　大阪市東成区大今里南５丁目６番６号
　夫友理恵　平成６年８月17日生
住所　徳島県板野郡板野町川端字手崎６番地１
　安貴愛　昭和60年３月23日生
住所　千葉県松戸市松飛台547番地１
　マイケル・サムソン・デビッド　昭和58年８月28日生
住所　東京都世田谷区駒沢３丁目23番10号
　卞京洙　昭和54年12月30日生
住所　埼玉県朝霞市西弁財１丁目13番20号
　馬述波　昭和56年９月28日生
住所　さいたま市中央区上峰４丁目13番16―７号
　趙潤九　昭和56年２月21日生
住所　埼玉県八潮市鶴ヶ曽根2061番地
　崔聖林　昭和60年２月24日生
住所　東京都大田区東雪谷４丁目19番２―204号
　郝競　平成２年２月27日生
住所　東京都江戸川区船堀１丁目１番26―303号
　表誠和　昭和43年８月24日生
住所　東京都世田谷区玉川台２丁目４番10―205号
　国嘉　平成元年12月10日生
住所　山口市小郡維新町３番12―107号
　石智子　昭和56年４月11日生
住所　愛知県稲沢市日下部中町４丁目51番地
　朴賀央里　昭和57年６月３日生
住所　愛知県刈谷市小垣江町古浜田39番地２
　安麻梨　昭和54年10月22日生
住所　愛知県豊川市新桜町通１丁目27番地１
　趙枝里　平成３年６月21日生
住所　福岡市城南区堤団地４番508号
　王秀蘭　昭和31年３月１日生
　安浩志　昭和61年９月５日生
住所　神戸市兵庫区大開通７丁目５番９―202号
　李貴裕　昭和63年９月17日生
住所　神戸市兵庫区大開通２丁目３番６号
　金教良　昭和54年１月19日生
住所　兵庫県伊丹市荻野８丁目21番地１
　梁愛　昭和52年１月９日生
住所　兵庫県伊丹市瑞ケ丘１丁目10番地３
　金美華　平成２年２月５日生
住所　東京都足立区西新井７丁目12番５―303号
　李伸　昭和43年３月15日生
住所　東京都東久留米市南沢３丁目９番34号
　高精允　平成５年５月13日生
住所　東京都文京区水道１丁目12番１―213号
　ノエル・エディ・セゴヴィア・サラカンラオ
　昭和56年12月24日生
住所　京都市右京区太秦安井水戸田町１番地31
　曺領太　昭和61年３月７日生
住所　神戸市北区有馬町228番地６
　劉賀　昭和60年３月12日生

○厚生労働省告示第四百六十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

鼻炎用内服薬の項の２の(2)中「Ⅲ、Ⅳ又はⅤ」を「Ⅲ又はⅣ」に改める。

鼻炎用内服薬の項の３の(1)中「Ⅴ」を「Ⅳ」に同改め、同(6)中「、Ⅲ及びⅤ」を「及びⅣ」に同改め、同(7)中「Ⅳ及びⅥ」を「Ⅲ及びⅤ」に改める。

別表第十四中Ⅲを削り、Ⅳ中「F項」を「E項」に、「G項」を「F項」に改め、Ⅳを Ⅲとし、Ⅴ中「H項」を「G項」に改め、Ⅴを Ⅳとし、Ⅵ中「I項」を「H項」に改め、Ⅵを Ⅴとする。

別表第十四注中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

○農林水産省告示第二千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町清徳字段谷三一九、字中河原谷三〇九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2　1　主伐は、択伐による。

2　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　広島県福山市鞆町後地字吹込住吉一九一〇の一、一九一の一、字吹込三三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2　1　主伐は、択伐による。

2　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字加谷字新小保木七四一、七四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2　1　主伐は、択伐による。

2　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）